[事案 21-120] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

平成 22 年 10 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

変額個人年金保険の加入に際して、募集人(銀行員)により、強引な勧誘、虚偽説明があったとして、契約の取消しと既払込保険料の返還を求め申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 18 年 10 月、募集人(銀行員)の勧誘を受けて変額個人年金に加入したが、その際、 下記のような募集人の強引な勧誘、虚偽の説明等があり、21 年 4 月頃になって、元本保証 がなく相手方会社破綻時の国の補償もないことなどを初めて知った。

申立契約の締結時において、募集人により違法不当な保険募集がなされたものであり、 契約を取り消して、既払込保険料を全額返還して欲しい。

- (1) 募集人はいきなり自宅を訪問して来て、変額個人年金の購入を強く勧められた。投資 というものは苦手だったので何度も断ったが、募集人は帰ってくれなかった。余りに もしつこいので、元本保証でもあり、保険会社が破綻した場合でも国が全額補償する という説明を信じて申し込んだ。
- (2) 募集人は、勧誘時に、払込み保険料 1,000 万円が 10 年後には 1,300 万円になると言っていた。
- (3) 募集人は、変額個人年金についてリスク等に関する説明をしなかった。
- (4) 払い込んだ保険料の一部は、娘名義の預金であったが、娘の同意を得ることなく、当該預金を申立人の預金口座に入金する手続きをとって、変額個人年金の購入に充てさせた。

<保険会社の主張>

申立契約を取り扱った募集銀行への確認等を行ったが、下記のとおり、申立人の主張する事実を確認できなかった。申立人と募集銀行のいずれの主張の信憑性が高いか判断せざるを得ないが、募集銀行の説明に疑義を抱かせる具体的な主張または証拠は提出されていない。また、銀行側の説明に不審な点は認められず、銀行の主張の方が信憑性が高いと判断されるので、申立人の請求に応ずることは出来ない。

- (1) 本件保険募集に先立つ平成 18 年 7 月、申立人の娘名義の金銭信託が満期償還となった ため連絡したところ、申立人から当該資金の真正名義人は自分であるとの申し出があっ たため、真正名義人である申立人への名義変更手続きを行ったものである。
- (2) 当該保険募集に当っては事前に約束を取り付けたうえで平成 18 年 9 月に申立人宅を訪問し、配偶者同席のもとで、パンフレットを使用して申立商品の商品説明を行い、殊に投資信託の運用が芳しくない場合および中途解約の場合、一時払保険料を割り込む結果になることについて説明している。
- (3)申立人宅を再度訪問した翌月にも、パンフレットを使用して重ねて運用および中途解約 に関するリスクを説明し、保険会社破綻時の契約者保護機構の仕組みについても、パン

フレットの該当ページに基づき説明した。また、申立人が払い込む保険料 1,000 万が 10 年後に 1,300 万になると発言したこともない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、「強引な勧誘」については消費者契約法4条3項1号(不退去)を主張するものと理解し、「虚偽説明」については消費者契約法4条1項1号(不実告知)による取消しを主張するものと理解し、申立書、答弁書等書面および申立人からの事情聴取の内容にもとづき審理した。

審理の結果、下記のとおり、申立内容は認められないので、生命保険相談所規程第44条を適用して、裁定書にその理由を明らかにして、本件裁定手続を終了した。

1. 強引な勧誘の有無について

下記の事情を考慮すると、募集人の不退去の事実を認定することはできないと言わざるを得ず、消費者契約法4条3項1号にもとづく取消しは認められない。

- (1)平成18年の9月または10月に申立人宅で、2時間30分程度にわたり勧誘がなされ、少なくともその一部に夫が同席したことに争いはない。
- (2)申立人の提出書面および事情聴取の結果をしても、募集人の不退去の具体的状況は明らかでなく、勧誘の一部には夫が同席し、勧誘がなされた日と契約締結の日は異なり、契約を思いとどまる機会はあった。
- 2. 虚偽説明の有無について

下記のとおり、募集人が申立契約を勧誘するに際し、事実と異なることを告げたと は認められず、消費者契約法4条1項1号に基づく取消しは認められない。

- (1) 申立人は事情聴取において、パンフレットにより説明を受けたこと自体は認めており、パンフレットには、①10年運用コースにおいて、運用が思わしくなかった場合は、一括受取した場合の受取総額は元本を下回ることがあること、②保険会社が経営破綻した場合、「生命保険契約者保護機構」により契約内容の保護が図られるが、死亡保険金額、積立金額、払戻金額、将来の年金額等が削減されることがあること、が記載されている。
- (2) 前記のとおり、パンフレットには、元本を下回ることがあること、保険会社が経営 破綻した場合、積立金額、払戻金額等が削減されることが記載されている。そして、 募集人がパンフレット等の書面を用いずに商品内容を説明することは困難と思われること、また、これら書面に則して説明するのが一般的であって、書面の記載から 明らかな事柄について、その記載と異なる説明をすることは通常考えられないこと からすると、特段の事情がない限り、募集人は、パンフレットなどの書面に則した 説明をしたと考えられる。本件において、このように考えることを妨げるような特 段の事情は認められない。
- 3. 募集銀行にあった娘名義の預金を娘の同意なく解約したことについて 預金が長女名義であったとしても、実質的な預金者が申立人の夫であったこと、そ

の夫が一時払保険料の原資とすることに同意していたこと、そのうえで募集銀行所定 の払戻し手続きがなされたことを申立人は認めており、また、事情聴取に出席した夫 も否定しなかった。したがって、一時払保険料の原資の出所に関し、同保険料の返還 を認めなくてはならないような問題は認められない。